

# 専門学校公務員ゼミナール熊本校 学則

## 第1章 総則

(目的)

第1条 専門学校公務員ゼミナール熊本校(以下「本校」という)は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第82条の2の規定に基づき、より高い専門性とより豊かな人間性を身につけた、国民に奉仕できる公務員を育成することを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、専門学校公務員ゼミナール熊本校という。

(位置)

第3条 本校の位置を、熊本市西区池亀町5番5号に置く。

(自己点検・評価)

第4条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

## 第2章 課程、学科、修業年限、定員、および休業日

(課程、学科、修業年限、および定員)

第5条 本校の課程、学科、修業年限、および定員は次のとおりとする。

課程名	学科名	修業年限	入学定員	総定員	備考
文化教養専門	公務員学科	1年	60名	60名	30名×2クラス
文化教養専門	公務員特別学科	2年	10名	20名	1クラス・2学年

(学年及び学期)

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる春期入学と、11月1日に始まり、翌年10月31日に終わる秋期入学とする。

2、春期入学の学年は、次の2期に分ける。

前期 4月1日から10月31日まで

後期 11月1日から翌年3月31日まで

3、秋期入学の学年は、次の2期に分ける。

前期 11月1日から翌年4月30日まで

後期 5月1日から10月31日まで

(休業日)

第7条 休業日は、次のとおりとする。ただし、校長は、特に必要があると認める場合には、休業日を変更することができる。

- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (2) 土曜日及び日曜日(但し、時期によって土曜日は出校日)
- (3) 学校創立記念日
- (4) 試験休業日 春期入学生は10月1日から10月31日
- (5) 冬季休業日 12月21日から1月10日
- (6) 前各号に定めるもののほか、校長が特に休業を必要と認めた日

### **第3章 教育課程及び授業時数**

(教育課程、授業時数、および授業の終始時間)

第8条 学年別授業科目・授業時数及び履修単位数は、別表1のとおりとする。

2、別表1に定める授業時数の1単位時間は50分とする。

3、本校の始業時間は9時20分、終業時間は16時50分を基本とする。

(授業時数の単位への換算)

第9条 授業時数を単位数に換算する場合は、前期は30時間をもって1単位、後期は15時間をもって1単位を原則とする。

(成績評価)

第10条 単位修得の認定及び成績の評価は、試験又はこれに代わるべき方法によるものとする。

### **第4章 入学、休学、退学及び卒業**

(入学資格)

第11条 本校に入学できる者は、次の各号の一に該当する者で、本校が行う入学試験に合格した者とする。

2、春期入学

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者
- (3) 文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
- (4) その他本校において高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

3、秋期入学

- (1) 高等学校を卒業した者及び高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、21歳以上の者

(入学志願の手続等)

第12条 入学志願の手続及び入学試験については、校長が定める。

(入学許可)

第13条 入学の許可は、校長が行う。

2、入学に関する手続は、校長が定める。

(転入学)

第14条 本校への転入学を希望する者がある場合は、学習の進展が同程度であり、かつやむを得ない事情があると認めた場合には、選考の上許可することができる。

(休学)

第15条 学生が病気その他やむを得ない理由により1か月以上休学しようとするときはその理由を明記し、保護者及び保証人の連署した文書を校長に提出して、その許可を受けなければならない。

(退学)

第16条 学生が病気その他やむを得ない理由により退学しようとするときは、その理由を明記した文書を校長に提出して、その許可を受けなければならない。

(除籍)

第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、除籍することができる。

- (1) 休学して後、相当の期間を経てなお修学できない者
- (2) 正当な理由がなく授業料を滞納し、督促を受けても納付しない者
- (3) 長期間にわたり行方不明の者

(課程修了の認定)

第 18 条 第 10 条に定める授業科目の成績評価に基づいて、校長は課程修了の認定を行う。

- 2、課程を修了したと認めた者には、卒業証書を授与する。

## 第5章 職員組織

(職員)

第 19 条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校長
- (2) 教員 専任 2 名以上、兼任 7 名以上
- (3) 事務職員

## 第6章 賞罰

(表彰)

第 20 条 校長は、勉学に精励し、学業並びに人物について優秀な者に対して、表彰することができる。

(懲戒)

第 21 条 校長は、教育上必要があると認めたときは、学生に対し、次の区分により懲戒を行うことができる。

- (1) 訓告
  - (2) 停学
  - (3) 退学
- 2、前項第 3 号の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行うことができる。
- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
  - (2) 学業成績が不良で卒業の見込みがないと認められる者
  - (3) 正当の理由がなく欠席の多い者
  - (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

## 第7章 授業料・入学料及び入学検定料等

(納付金)

第 22 条 本校の納付金は、次のとおりとする。

入学金	160,000 円
授業料	590,000 円
施設設備費	30,000 円

第 23 条 既に納付した納付金は、返還しない。ただし、次の各号に該当する場合はこの限りではない。

- (1) 入学の前月末以前に、入学辞退をした者。
- (2) 校長が認めるやむを得ない事情がある場合。

## 第8章 附帯事業

第 24 条 附帯事業については、遠隔地の生徒に供する寮運営に係る貸屋業、公務員試験対策の参考書作成及び販売に係る出版業、高等学校等への出張講義に係る請負業、公務員志望者への講義に係る私塾を行う。

## 附 則

- 1 この規則は、2004年4月1日から施行する。
- 2 この規則は、2009年4月1日に改訂する。
- 3 この規則は、2015年4月1日に改訂する。
- 4 この規則は、2018年11月1日に改訂する。
- 5 この規則は、2019年10月1日に改訂する。
- 6 この規則は、2020年11月1日に改訂する。
- 7 この規則は、2023年10月1日に改訂する。
- 8 第22条は、2025年4月1日から施行する。
- 9 この学則の実施に必要な細則は校長が定める。

別表1

## 公務員学科

(1) 基礎科目群、専門科目群、実技・演習群から、それぞれ1以上の学群を選択履修。

(2) 「総授業時数800時間以上、取得単位数30単位以上」となるよう選択履修。

	授業科目	年間 授業数	単位数
基礎 科目 群	学群A	数的推理A	110
		判断推理A	80
		文章理解A	80
		社会科学A	80
		人文科学A	110
		自然科学A	110
	学群B	数的推理C	50
		判断推理C	50
		社会科学C	30
		人文科学C	70
		自然科学C	50
		文章理解C	20
専門 科目 群	学群C	論文	20
		法と社会	15
		くらしと人権	15
		地域と行政	15
		現代社会の理解	15
		人間と情報・文化	15
	学群D	人間と社会	15
		政治学	20
		行政学	20
		憲法	60
実技 ・ 演習 群	学群E	民法	100
		行政法	50
		地方自治法	20
	学群F	刑法	20
		労働法	20
		経済学	120

公務員特別学科(1年次)

(1)全科目必修。

授業科目	年間 授業数	単位数
数的推理A	110	4
判断推理A	80	3
文章理解A	80	3
社会科学A	80	3
人文科学A	110	4
自然科学A	110	4
表現A	80	3
職種研究A	30	1
実践演習A	50	2
数学 I	15	1
数学 II	15	1
理科 I	15	1
社会 I	15	1
文章理解 I	15	1

公務員特別学科(2年次)

- (1) 基礎科目群、専門科目群、実技・演習群から、それぞれ1以上の学群を選択履修。  
 (2) 「総授業時数800時間以上、取得単位数30単位以上」となるよう選択履修。

		授業科目	年間 授業数	単位数
基礎 科目 群	学群G	数的推理B	110	4
		判断推理B	80	3
		文章理解B	80	3
		社会科学B	80	3
		人文科学B	110	4
		自然科学B	110	4
	学群B	数的推理C	50	2
		判断推理C	50	2
		社会科学C	30	1
		人文科学C	70	3
		自然科学C	50	2
		文章理解C	20	1
専門 科目 群	学群C	論文	20	1
		法と社会	15	1
		くらしと人権	15	1
		地域と行政	15	1
		現代社会の理解	15	1
		人間と情報・文化	15	1
	学群D	人間と社会	15	1
		政治学	20	1
		行政学	20	1
		憲法	60	3
実技 ・演習 群	学群H	民法	100	5
		行政法	50	2
		地方自治法	20	1
	学群F	刑法	20	1
		労働法	20	1
		経済学	120	6

